

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令（平成元年政令第二百五号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（連結情報提供に係る手数料の額） 第五条（略）</p> <p>（調剤済みとなった電子処方箋の保管に係る手数料の額） 第七条 法第三十九条の第二項の規定により社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険法第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会が徴収することができる手数料の額は、法第三十九条の第二項に規定する業務の委託に係る薬局一施設ごとに年額二千五百円とする。</p>	<p>（手数料の額） 第五条 法第十二条第三項の規定により同条第一項に規定する連結情報照会者が納付すべき手数料の額は、同項の厚生労働省令で定める情報千件までごとに五十五円とする。</p> <p>（新設）</p>